

# 調 査 要 領

## 1 調査目的

平成30年2月7日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について（医政地発0207第1号）」に基づき、「2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割」及び「2025年に持つべき医療機能ごとの病床数」を含む個別の医療機関ごとの対応方針を**毎年度**取りまとめ、その結果を宮城県地域医療構想調整会議（根拠：医療法第30条の14）の協議に活用します。

## 2 回答方法

別添「医療機関ごとの対応方針（案）」の内容を確認いただき、修正箇所がございましたら、別添「回答様式」に必要事項を記載の上、**当課企画推進班宛て電子メール又はファクシミリで御回答**願います。

## 3 医療機関ごとの対応方針（案）記載内容の補足

(1) 「2025年における役割」は、「第8次宮城県地域医療計画（p75～p181）」及び令和5年度対応方針の内容を参考に記載しております。また、確認に当たっては、下記事項を参考願います。

### 【記号説明】

◎ → 第8次宮城県地域医療計画において、下記判断基準に該当する機関として記載されておりますが、令和5年度対応方針において、当該役割は空欄としていた病院・診療所。

**※当該役割を担う場合は「○」に、そうではない場合は空欄に修正願います。**

○ → 第8次宮城県地域医療計画において、下記判断基準に該当する機関として記載されており、令和5年度対応方針において、当該役割を担う（＝「○」を記載）こととしていた病院・診療所。

**※引き続き当該役割を担う場合は修正不要ですが、そうではない場合は空欄に修正願います。**

△ → 第8次宮城県地域医療計画において、下記判断基準に該当する機関として記載されておりますが、令和5年度対応方針において、当該役割を担う（＝「○」を記載）こととしていた病院・診療所。

**※引き続き当該役割を担う場合は「○」に、そうではない場合は空欄に修正願います。**

□ → 第8次宮城県地域医療計画において、下記判断基準に該当する機関として記載されておりますが、令和5年度対応方針において、「その他及び各項目の補足」に記載した理由から当該役割を担う場合がある（＝「△」を記載）としていた病院・診療所。

**※引き続き当該役割を担う場合は「○」に、そうではない場合は空欄に修正願います。**

### 【判断基準等】

がん → 都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん拠点病院、小児がん拠点病院、がんゲノム医療中核拠点病院

脳卒中 → 一次脳卒中センター、一次脳卒中センターコア

心血管疾患 → 急性心筋梗塞受入医療機関

糖尿病 → 専門的医療機関、急性増悪時治療医療機関

精神疾患 → 特殊機能を有する精神科医療機関

救急 → 二次救急医療機関

災害 → 災害拠点病院

感染症対策 → 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関（旧：新興感染症）  
関、肝疾患診療連携拠点病院、エイズ拠点病院

※第8次宮城県地域医療計画にて、個別病院名が記載されていないため、「△」又は空欄としております。

へき地 → へき地医療拠点病院

周産期 → 分娩取扱医療施設

小児 → 小児地域支援病院、小児地域医療センター、小児中核病院、仙台市小児病院群輪番制参加病院

在宅 → 訪問診療実施医療機関、訪問看護実施医療機関、在宅療養後方支援病院  
※第8次宮城県地域医療計画にて、個別病院名が記載されていないため、「△」又は空欄としております。

その他 → 以上の項目に該当しないもので担うべき予定としている役割がありましたら、「○」を記入の上、「その他及び各項目の補足」に詳細を御記入願います。

(2) 「2024年7月1日時点の機能別の病床数」及び「2025年の機能別の病床数（予定）」は、令和5年度病床機能報告の数値を基に記載しております。

なお、確認・修正時は**病棟単位**の医療機能であることに御留意願います。

#### 4 回答期限

令和6年8月30日（金）まで

#### 5 その他

この件について、県ホームページにも掲載しておりますので、必要に応じて御活用願います。

#### 【掲載ページURL】

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryuu/r6tyouseikaigi.html>